

市からの お知らせ

- 主催者
- 日時・期間
- 対象・定員
- 場所・会場
- 講師
- 費用(記載のないものは無料)
- 持ち物
- 申込方法 問い合わせ
- 保育 保育あり
- 手話 手話または要約筆記あり(下欄※参照)

申し込み記入例

- あて先は 各記事の申込先へ
- 住所の記載がないものは 〒181-8555 三鷹市役所〇〇課へ
- 往復はがきの場合は 返信用にも住所・氏名を記入してください

1. 行事・事業名(希望日・コース・回)
2. 郵便番号・住所
3. 氏名(ふりがな)
4. 年齢(学年)
5. 連絡先(電話番号・ファクス番号・メールアドレス)
6. そのほか必要事項(保育・手話希望の有無など)

お知らせ

「目黒川流域河川整備計画(原案)」へのご意見

同計画(原案)は、市緑と公園課、東京都建設局河川部、東京都北多摩南部建設事務所の窓口と同局ホームページ [HP](http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/) <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/>で閲覧できます。

◆ご意見をお寄せください

9月29日(金)までに、閲覧場所に設置の意見箱へ直接、または「〒163-8001 東京都建設局河川部」・FAX 03-5388-1533・E S0000384@section.metro.tokyo.jpへ。

☎同局河川部 ☎03-5320-5414

平成29年就業構造基本調査にご協力ください

10月1日(日)を調査期日として、無作為抽出により選定された世帯を対象に全国で実施する調査です。9月上旬から10月下旬にかけて調査員が対象世帯(約350世帯)に調査票のご記入のお願いなどに伺います。ご協力をお願いします。

※調査関係者が調査によって知った情報を漏らすことはありません。また、調査内容を統計資料の作成以外に使うことはありません。

※調査員は都知事が任命した特別職の非常勤地方公務員で、顔写真付きの調査員証を身に付けています。

☎企画経営課 ☎内線2118

消費税軽減税率制度説明会

平成31年10月1日に開始される同制度の説明会です。

日 10月12日(木)午前10時30分～正午、午後1時30分～3時

人 事業者各70人

所 三鷹駅前コミュニティセンター

申 10月5日(木)までに武蔵野税務署法人課税第1部門 ☎53-1311へ(先着制)

税金

固定資産税・都市計画税の減免

①相続税のため物納した、②震災、風水害、火災などにより被害を受けた、③国や市などが無償で借り受けまたは譲渡を受けた固定資産などは、固定資産税・都市計画税の減免が認められる場合があります(申請後に納期限が来るものが対象)。

申 納期限までに申請書と必要書類を資産税課(市役所2階28番窓口)へ

☎同課 ☎内線2363

国保・年金

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の年金からの引き落としを口座振替に変更できます

申 振替を希望する口座の内容が分かるものと届出印、保険証を納税課(市役所2階24番窓口)へ

※12月の年金引き落とし分から変更したい方は、9月29日(金)までに申請してください。

※すでに年金から口座振替への変更手続き済みの方は、新たな手続きは不要です。

☎同課 ☎内線2417

子育て・教育

お子さんが誕生したら 児童手当・マル乳の申請を

出生日の翌日から15日以内に次の申請をしてください。

◆児童手当

保護者の所得に応じて、1人につき月

額15,000円または5,000円を支給します。

※3歳以上は手当額が変わります。

※公務員は勤務先で申請してください。

◆マル乳(乳幼児医療費助成制度)

就学前のお子さんの医療費(保険診療分)の自己負担額を全額助成します。児童手当と同時に申請できます。

申 いずれも申請書(子育て支援課(市役所4階43番窓口)、市政窓口で配布)を同課、市政窓口へ

※くわしくは「みたか子育てねっと」ホームページ [HP](http://www.kosodate.mitaka.ne.jp/shien/jyosei/) <http://www.kosodate.mitaka.ne.jp/shien/jyosei/>をご覧ください。

☎同課 ☎内線2753

マル乳・マル子の医療証を9月下旬に送付します

10月1日(日)から有効のマル乳(乳幼児医療費助成制度)・マル子(義務教育就学児医療費助成制度)の医療証を、現況が確認できた方に、9月中旬に送付します。マル子医療証で所得制限を超過した方には、消滅通知を送付します。

また、次の①～③のいずれかに該当する方は、現況届の提出が必要です。市から現況届を郵送していますので、必ず提出してください。

◆現況届の提出が必要な方

①保護者の住所が市外、②1月2日以降に転入した公務員、③これまでの現況届で未提出分がある

※くわしくは「みたか子育てねっと」ホームページ [HP](http://www.kosodate.mitaka.ne.jp/shien/jyosei/) <http://www.kosodate.mitaka.ne.jp/shien/jyosei/>をご覧ください。

☎子育て支援課 ☎内線2756

平成30年度に市立小・中学校で使用される教科書を採択しました

◇小学校「特別の教科 道徳」=光村図書出版

※そのほかは29年度と同一の教科書、教育支援学級は通常の学級と同一の教科書を採択。

☎指導課 ☎内線3242

むらさき子どもひろばの催し(9月)

◆乳幼児のおそびひろば

日 大型遊具で遊ぼう・ボールプール=月曜日午前10時～正午、げんきっランド=火～金曜日午前9時～10時50分(12日(火)・15日(金)を除く)、みんなであそぼ! =火～金曜日午前11時～11時30分(5日(火)・6日(水)・12日・15日・20日(水)・29日(金)を除く)。

人 就学前のお子さん

申 当日会場へ

◆乳幼児対象のスペシャルイベント

日 ①手形アートスタンプ=5・6日午前11時～11時30分、②新聞紙であそぼう=9日(土)午前10時30分～11時30分、③リズム遊び=12日午前11時～11時30分、④mamaカフェ=15日午前10時30分～11時30分、⑤変身スペシャルバスデー=26日(火)・27日(水)午前11時～11時30分

人 ①⑤就学前のお子さん、②2歳6カ月～就学前のお子さんと保護者10組、③1歳6カ月～就学前のお子さん、④1歳6カ月までのお子さんと母親10組

物 ①④タオル

申 当日会場へ(②④は直接または電話で同ひろば ☎49-5500へ(先着制))

◆小学生対象のスペシャルイベント

日 ①卓球の日=月・金曜日午後3時30分～4時45分(22日(金)を除く)、②みんなであそぼうデー=火曜日午後3時30分～4時30分、③スポーツの日=木曜日午後3時30分～4時30分(14日(水)を除く)、④新聞紙のまちづくり=9日午後1時30分～2時30分、⑤一輪車教室=22日午後3時40分～4時30分、⑥卓球大会=29日午後3時30分～4時45分

人 ④小学生15人

物 ①③⑤⑥飲み物、タオル(③⑤運動靴、⑤あれば一輪車)

申 当日会場へ(④は直接または電話で同ひろば ☎49-5500へ(先着制))

☎同ひろば ☎49-5500

東多世代交流センターの催し

◆親子ひろば(9月)

日 ①わくわくランド=月・火・木・金曜日午前10時～午後2時(14・21・28日の木曜日、18日(祝)を除く)、②ひよこランド=水曜日午前10時～午後1時(13日(水)を除く)、③お父さんもいっしょわくわくランド=9日(土)午前10時～11時30分

人 ①③就学前のお子さん、②1歳までのお子さん

◆定例行事

日 パソコンの日=9月6・20日の水曜日午後3時30分～4時50分、将棋の日=9月7日(木)午後3時30分～4時50分

申 いずれも当日会場へ

※そのほかの定例行事は、同センターで配布の『じどうかんだより』や市ホームページをご覧ください。

子育て応援モバイルサービス「ゆりかご・スマイル」をご活用ください

☎健康推進課 ☎内線4203

市では、お子さんの予防接種の予定を自動で作成する機能など、子育てに便利な機能が盛りだくさんのモバイルサービス「ゆりかご・スマイル」を7月から提供しています(無料)。スマートフォンや携帯電話、パソコンで操作でき、登録は簡単ですので、ぜひご利用ください。

◆「ゆりかご・スマイル」の機能

◇予防接種スケジュールの自動作成…生年月日と性別から、適切な予防接種スケジュールを作成します。お子さんの体調不良などで接種日を変更した場合の再調整も簡単です。

◇医療機関の検索機能…登録した居住地区から最寄りの医療機関を検索でき、連絡先や地図も表示されます。

◇お知らせメール配信…登録したメールアドレスに、予防接種予定日のお知らせや、各種健診のお知らせなどを適切なタイミングで送信します。

◇お知らせ掲示板・情報検索メニュー…市からのお知らせや流行疾患の情報のほか、子育てに関する講習会の日程などが確認できます。

◇そのほか…お子さんの成長記録(身長・体重のグラフや写真など)を保存できます。

◆登録方法 インターネットと同サービスホームページ [HP](http://mitaka.city-hc.jp/) <http://mitaka.city-hc.jp/>にアクセスし、必要事項を入力の上、登録してください。

※上記の二次元コードを読み取ってご覧いただけます。



※手話の表示がない事業でも市の主催事業では、希望により手話通訳者または要約筆記者を派遣します(開催日の1週間前までに事業の担当課へ要申込)。